



特定医療費(指定難病)及び 小児慢性特定疾病医療費の申請に マイナンバーが必要となります！！



「公平・公正な社会の実現」「国民の利便性の向上」「行政の効率化」を目的として、マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号））が施行されました。法令等に定められた行政手続きにおいてマイナンバーの記入が必要になります。

1 受付窓口でマイナンバーを確認します

特定医療費（指定難病）及び小児慢性特定疾病医療費申請を行う際、以下の(1)または(2)の方法でマイナンバー(個人番号)の確認を行いますので、あらかじめ、必要な書類をご準備ください。

(1) 申請者本人が持参する場合

・・・以下の①または②のいずれかをご提示ください。

※特定医療費（指定難病）は患者（18歳未満は保護者）又は法定代理人、小児慢性は患者の保護者が主に申請者となります。

①

ア) 「マイナンバー付きの世帯全員の続柄が記載された住民票（原則）」 または「申請者本人の通知カード（※）」

※通知カードは、「通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）の変更を行うべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合」及び「デジタル手続法施行日（令和2年5月25日）前までに改姓や転居等により記載事項に変更があったが、デジタル手続法施行日前までに変更手続きがとられており、デジタル手続法施行日以後変更を行うべき事由が発生していない場合」のみ可

個人番号の通知カードの見本 ⇒
平成 27 年末頃に御自宅に届いているものです



イ) 申請者本人の運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、パスポート等 ※顔写真のついたもの

※イ)の書類がない場合には、以下の書類のいずれか2つを御用意ください。
健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、特定医療費もしくは小児慢性特定疾病医療費受給者証、官公署から発行・発給された書類等



または

②

申請者本人の個人番号カード

個人番号カードの見本

1枚で本人確認と、
個人番号の確認が
できます。



※ 申請を郵送で行う場合は、① 又は ② のコピーを添付してください

(2) 申請者本人以外(代理人)が持参する場合

・・・以下の①～③の**全て**をご提示ください。



① 申請者の番号確認 (以下の中から1つ)

マイナンバー付きの世帯全員の続柄が記載された住民票、申請者本人の通知カード、申請者本人の個人番号カード

② 代理権の確認

(1) 任意代理人*1…委任状(所定の様式での提出が必要)

(2) 法定代理人*2…戸籍謄本その他その資格を証明する書類

※(1)(2)での確認が困難な場合、申請者本人の健康保険証の原本にて確認させていただきます。

*1 任意代理人とは、本人代理権の授与をおこなう委任契約を結んだ代理人(法定代理人以外の者)

*2 法定代理人とは、申請者の親権者や成年後見人等に該当する者

③ 代理人の身元確認 (※以下の中から顔写真付であれば1つ、顔写真がなければ2つ)

代理人の個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、公的機関が発券、発行し写真の添付がある書類で氏名と生年月日(又は住所)の記載があるもの

2 申請書にマイナンバーの記入をお願いします

申請書を御提出の際は、



申請者本人と同じ健康保険に加入している世帯員全員(支給認定基準世帯員)のマイナンバーの御記入をお願いします。

*支給認定基準世帯員とは、住民票上の世帯とは異なりますので御注意ください。

・国民健康保険・国民健康保険組合・後期高齢者医療広域連合の方は、世帯で申請者と同じ健康保険の加入者全員。

・被用者保険の方は受診者のみ(受診者が扶養されている場合は、被保険者と受診者を記入)。



3 住民票等の提出は引き続き必要です

注1 情報連携における本格運用につきましては、引き続き準備を進めてまいります。当面の間は添付書類の省略は行わず、「マイナンバーの提示」と「住民票や市町村民税の課税証明書等の提出」の両方をお願いすることになりますので、御理解と御協力をお願いします。

注2 住民票等に記載された基準認定世帯員以外の不要なマイナンバーは、県がマスキング等を行い、収集しないようにいたします。